

## 【関係資料⑤】 職域部分の廃止

⑤ 共済年金にある公的年金としての3階部分（職域部分）は廃止する。

- ・ 職域部分に関する規定の削除。
- ・ 新3階年金については、平成19年中に検討を行い、その結果に基づいて別に法律で創設し、職域部分の廃止と同時に実施するという趣旨を規定。【附則】

## 被用者年金一元化法案と新3階年金について

平成19年3月20日  
被用者年金一元化等に関する役員会

- 被用者年金の一元化法案は、公的年金である1・2階の一元化及び公的年金としての職域部分の廃止のための法案であり、新3階年金については、各共済において別に法律で定めるものである。
- 被用者年金一元化法案については、1・2階の一元化に要する準備期間や、追加費用の平成20年度からの減額が盛り込まれること等を勘案すれば、今通常国会での提出が必要である。
- 他方、新3階年金については、平成22年度の職域部分の廃止と同時に実施するものであり、準備期間を考えれば本年中には成案を得て来年の通常国会に法案を提出する必要があることから、一層の精力的な検討に努めることが望まれる。
- なお、一元化法案の附則において、新3階年金については、平成19年中に検討を加えることとし、その結果に基づいて別に法律で創設し、職域部分の廃止と同時に実施するという趣旨を規定することが必要である。

## 共済年金の職域相当部分について

### － 40年加入の場合 －

#### [ 厚生年金 ]

( 企業年金 )	
夫 分	老齢厚生年金(報酬比例年金) 100,575円 <small>(330,120円 × 7.5/1000 × 40年 × 1.031 × 0.985)</small>
	老齢基礎年金 66,008円
妻 分	老齢基礎年金 66,008円

合計 232,592円

#### [ 共済年金 ]

職域相当額 20,115円 <small>(330,120円 × 1.5/1000 × 40年 × 1.031 × 0.985)</small>		8.7%
夫 分	退職共済年金(報酬比例年金) 100,575円 (同左)	夫 分
	老齢基礎年金 66,008円	
妻 分	老齢基礎年金 66,008円	妻 分

合計 252,708円

※ 平成18年度価格

(注1) 年金額は、平成12年改正前の算定方式による従前額。平成6年時点における男子の推計平均標準報酬330,120円(360,000円 × 0.917)を年金算定上の報酬額として計算したものであり、職域相当額は、これをもとに機械的に計算したものである。

(注2) 職域相当部分は、民間において、厚生年金基金や適格退職年金などの種々の企業年金が相当程度普及している点も考慮するとともに、公務の能率的運営に資するという観点から、公務員の身分上の制約等が課されていること等を踏まえ、公務員の退職後の生活の安定に寄与する目的で昭和61年に設けられたものである。

(注3) 職域相当額については、その費用を負担する現職者の負担の限度、年金受給者と費用負担者の世代間のバランスの維持等から、厚生年金相当部分の2割程度、基礎年金を含めた公的年金全体の8%程度(国共済の17年度の平均支給額は1.4万円)を上積み(労使折半負担)することとしたものである。

(注4) 私学共済については、国共済に準じた給付設計がなされている。

## 【関係資料⑥】 追加費用の削減

⑥ 追加費用削減のため、恩給期間に係る給付について27%引下げる。ただし、一定の配慮措置を講じる。

- ・ 追加費用の削減に関する規定の整備（文官恩給、旧三共済も同様）。  
【公務員共済各法等】
  - 税財源である恩給期間に係る給付について、本人の負担の差に着目して27%引き下げる。ただし、一定の配慮措置については、給付額に対する引下げ額の割合が10%を上回らないこと、減額後の給付額が250万円（年額）を下回らないこととする。
  - 文官恩給については、追加費用の減額の方法との均衡を考慮し、給付額を10%引き下げる。ただし、減額後の給付額が250万円を下回らないこととする。
  - 郵政公社、NTT、JT 及び（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構等が負担している税負担ではない追加費用に係る恩給期間の給付についても、税負担による追加費用に係る恩給期間の給付と同一の減額を行う。

## 追加費用等

### 【現状】

- 国共済・地共済の現行制度創設時（国共済は昭和34年、地共済は37年）に、従来の恩給制度から社会保険方式に切り替えられ、恩給期間分も年金として支給することとされた。恩給期間分は元来、保険料財源ではなく、恩給としての支給が予定されていたことを踏まえ、国・地方公共団体等が「追加費用」として負担している。

- 平成17年度の追加費用額

国共済	4,702億円	税負担分 3,315億円 郵政等分 1,387億円
地共済	1兆1,896億円	
合計	1兆6,599億円	

- 今後の見込み

- ・平成18年度以降（国共済＋地共済） 約19兆円

（注）平成17年度末現価。なお、平成18年度は予算額、平成19年度以降は平成16年財政再計算ベース。

- 追加費用対象者数（平成17年度末） 215万人

（内訳）国共済64万人（うち郵政等分約18万人）、地共済151万人

- 平成17年度の文官恩給額

国支給	356億円
地方公共団体支給	489億円
合計	845億円

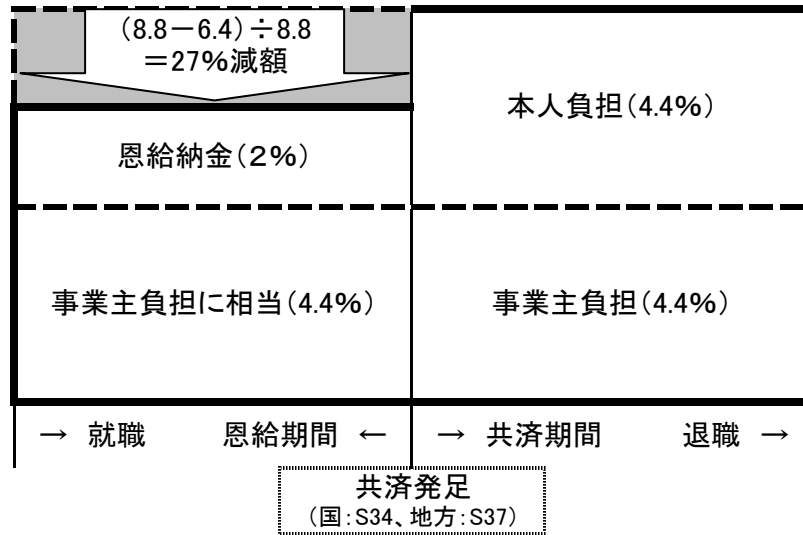
- 文官恩給対象者数（平成17年度末） 約7万人

（内訳）国支給 約3万人、地方公共団体支給 約4万人

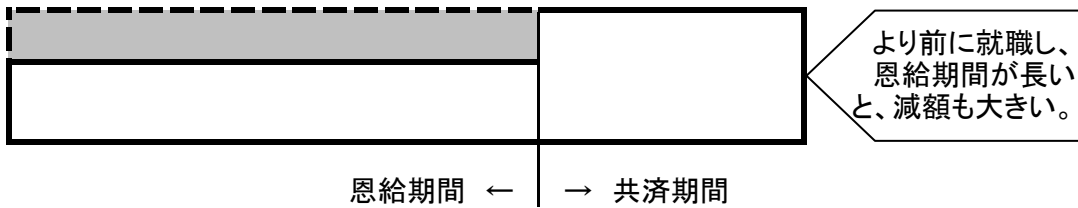
# 追加費用の減額について

## 1 基本的考え方

○恩給期間に係る給付(追加費用財源)について、負担に見合った水準まで一律に27%減額。



※恩給期間の長短によりどれだけ減額するかが変わる。



(例)勤続期間35年の者について恩給期間10年、共済期間25年の者であれば、 $27\% * 10/35 = \text{約}8\%$ の減額となる。

## 2 配慮措置

○受給者の生活の安定を確保し、その財産権を保障する観点から、以下の配慮措置を講じる。

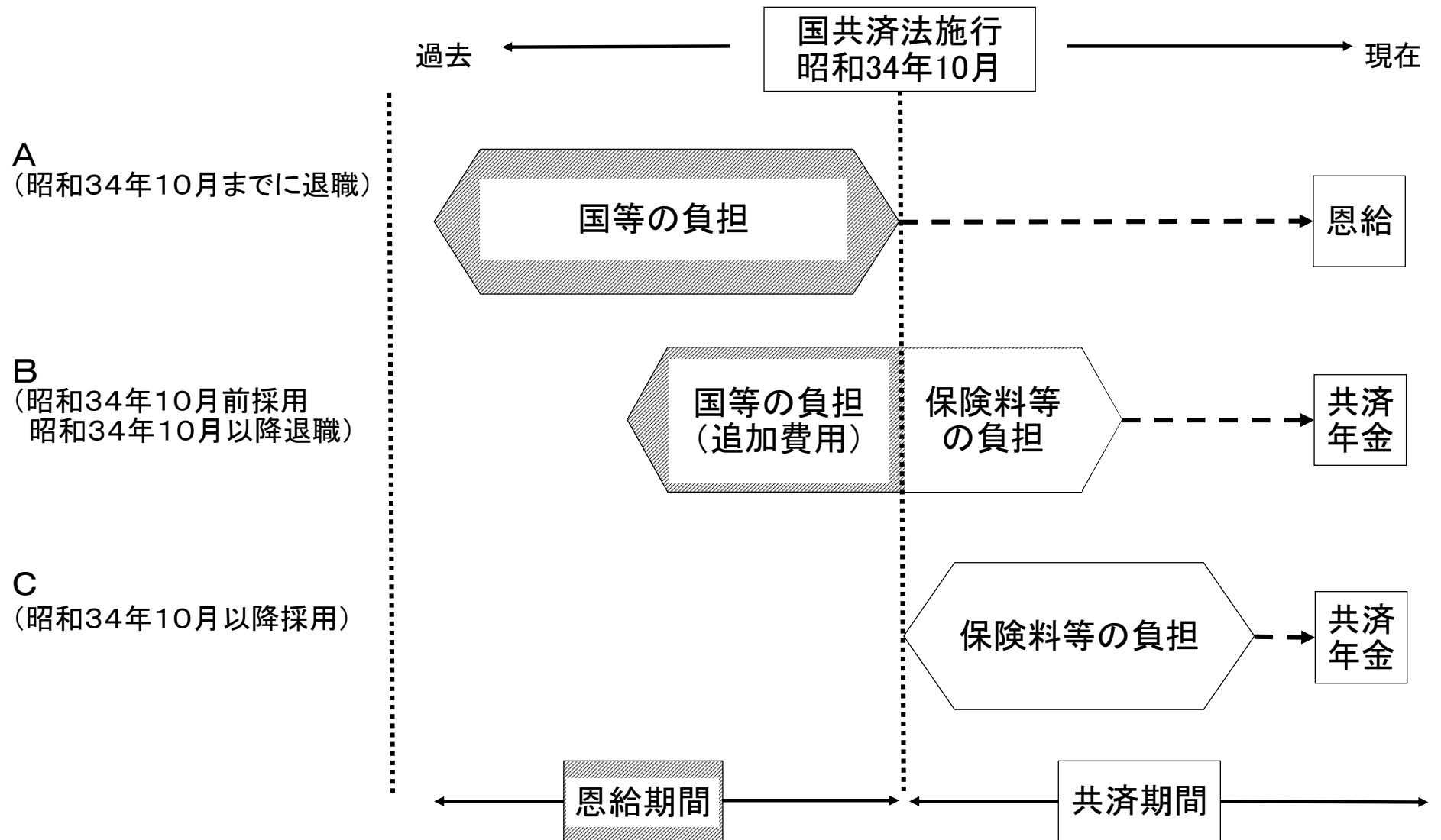
### ①給付額減額率の上限

給付額(恩給期間と共済期間の合計)に対する削減率に10%の上限を設けることとする。

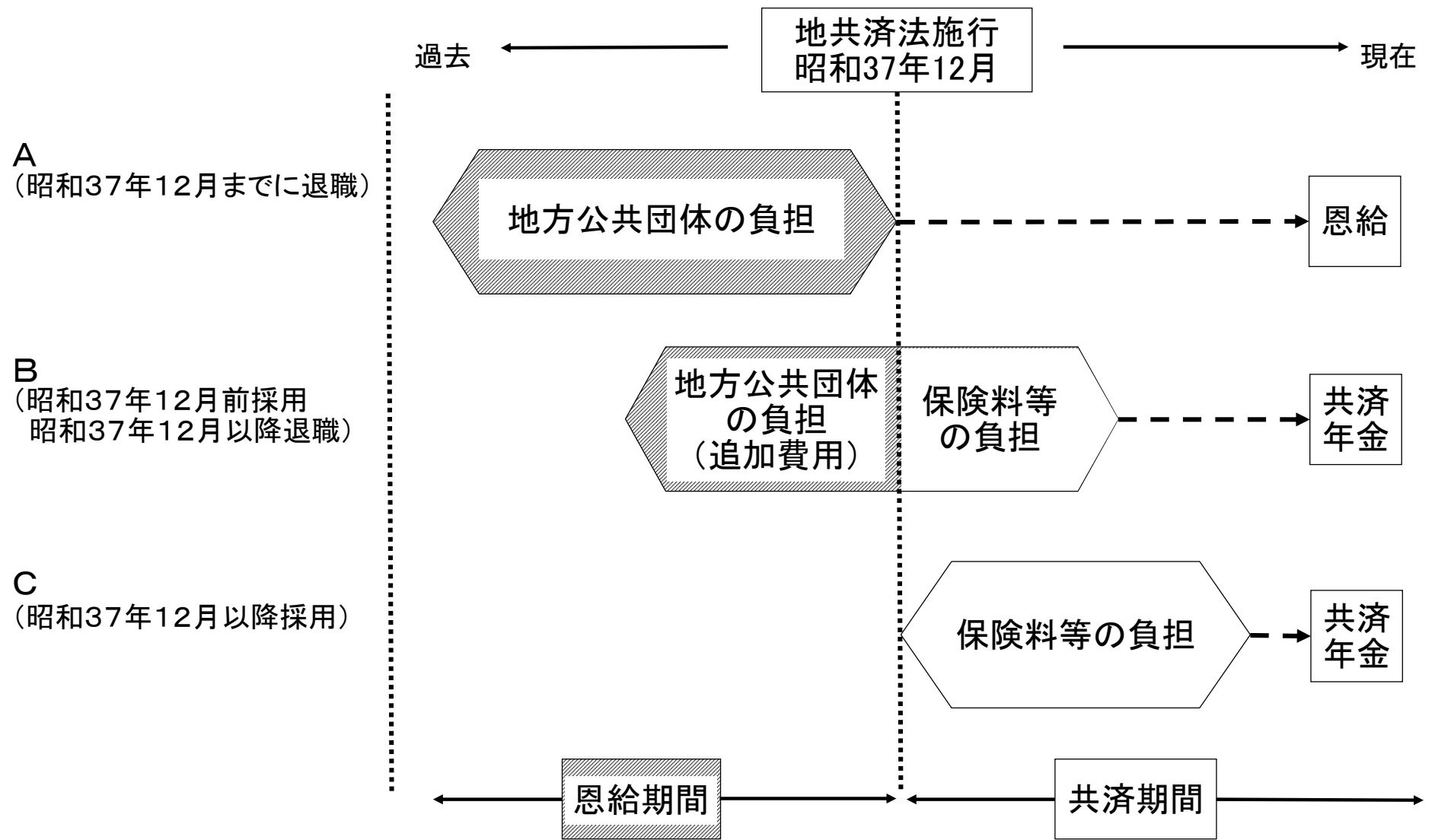
### ②減額対象の下限

250万円/年以下の給付(恩給期間と共済期間の合計)は減額しない。

# 国家公務員共済年金における追加費用の概要

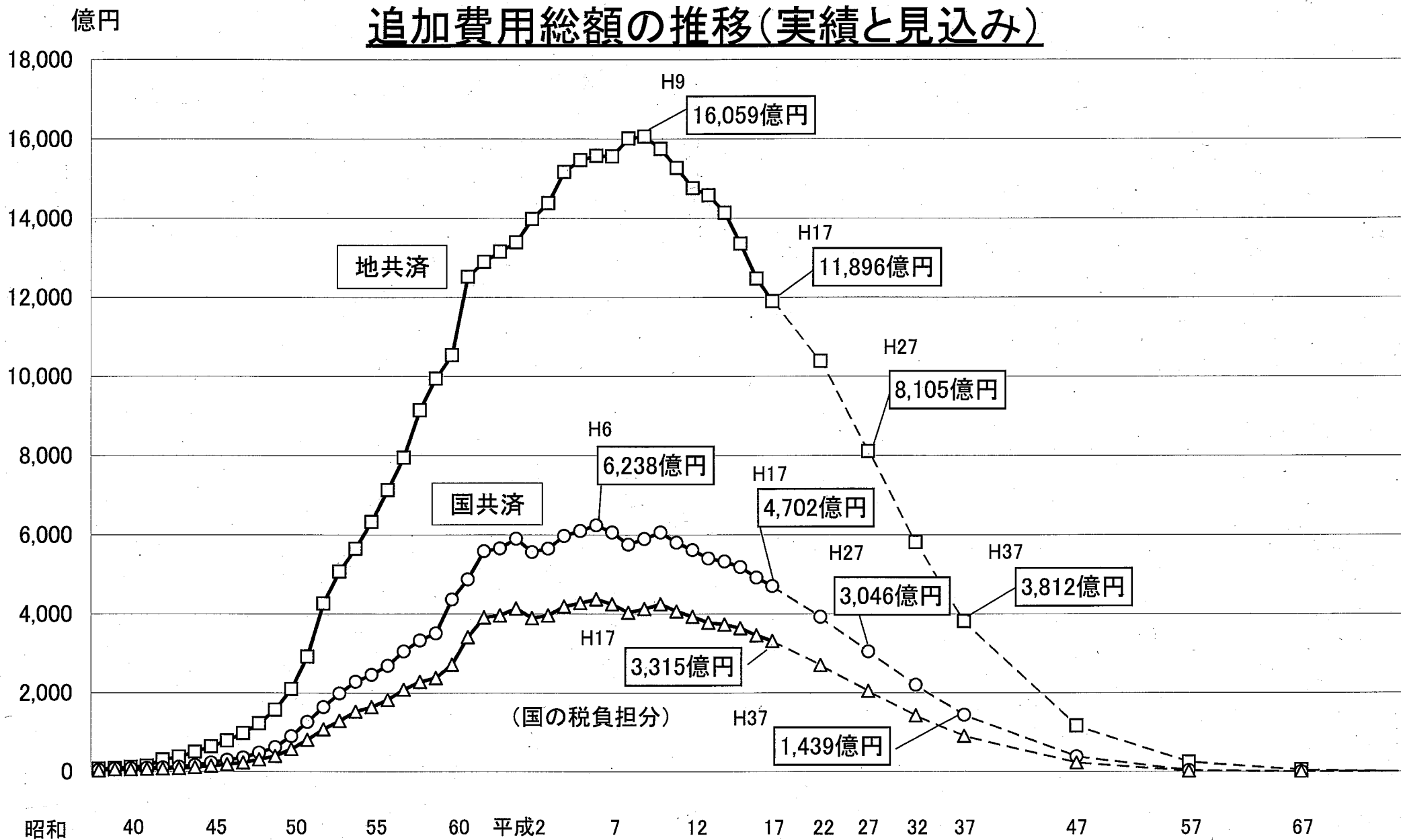


# 地方公務員共済年金における追加費用の概要



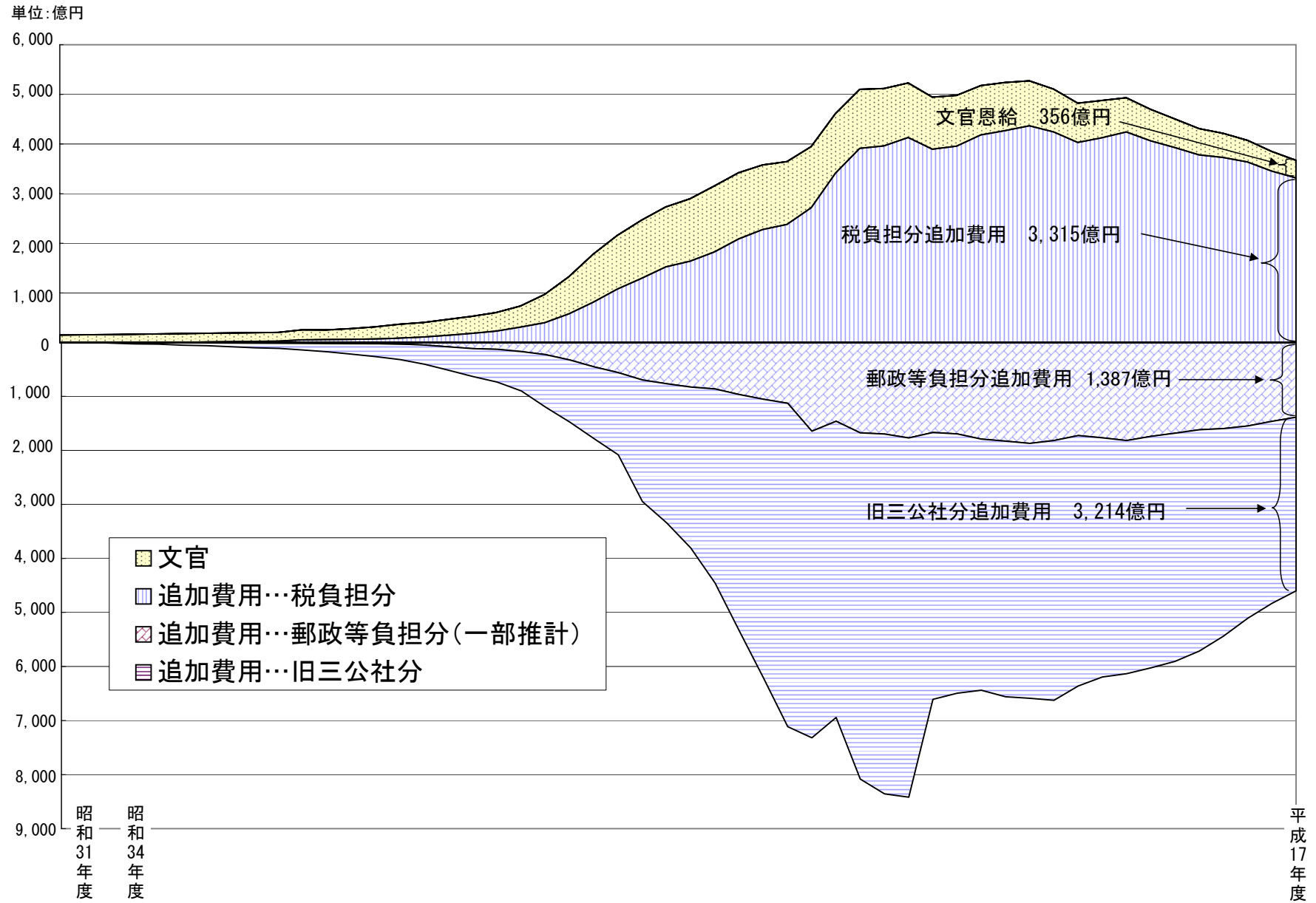


# 追加費用総額の推移(実績と見込み)



(注) 追加費用は、平成17年度までは実績値、平成18年度以降は平成16年財政再計算に基づく見通しである。  
 国共済の—△—は税負担分(過去分は一部推計)。

# 文官恩給(国支給)と追加費用(国共済)の推移



(注) 1. 旧三公社分は、JT、NTT及び(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構(JR分)が負担している。

2. 郵政等負担分は、日本郵政公社、(独)国立印刷局及び(独)造幣局が負担している。